



第十一管区海上保安本部

技術区分（施設管理・保守業務、船舶造修・保守事務、航路標識整備事務）

01



01

施設管理・保守業務

巡視船艇の係留に必要な岸壁や浮棧橋の整備、業務に必要な庁舎や船艇倉庫の建設、老朽化した庁舎や宿舎の改修、修繕など専門的な知識を必要とする業務を幅広く行い、海上保安業務を支えている業務のひとつである。

02

船舶造修・保守事務

海を舞台に活躍する海上保安庁にとって非常に重要なもののひとつが巡視船艇である。その維持整備を担うのが船舶技術部であり、船艇からの故障情報を受け、復旧のための技術指導や仕様書の作成、整備計画の策定を行っている。

02

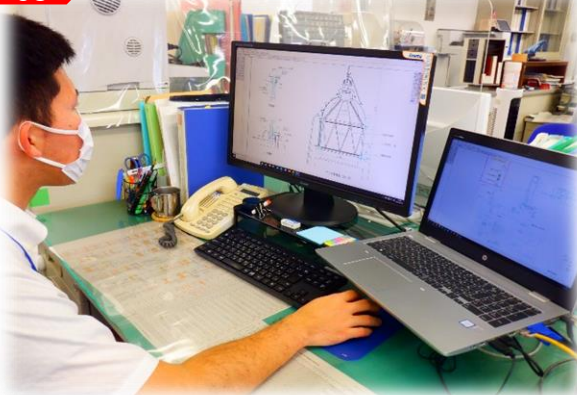


03

航路標識整備事務

海上交通の安全を確保するために必要な航路標識、管制信号所等の整備に関する調査及び基本設計、建設、保守機器の製作、修理及び取り付け、並びに試験に関する業務を行っている海を安全に航行するために重要な業務である。

03



■お問い合わせ先

第十一管区海上保安本部総務部人事課第一人事係
〒900-8547 那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎
TEL：098-867-0118（内線：2134）



十一管区HP

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/>